

令和元年12月18日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 1 2 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 1 2 月 1 8 日 (水) 午後 4 時 0 0 分から 4 時 3 5 分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「正庁」

3 出席委員 (8 人)

会 長 11 番 渡 部 功

会長職務代理者 2 番 星 正 喜

委 員 1 番 湯 田 吉 春 5 番 大 竹 貫 一
6 番 佐 藤 行 正 7 番 星 希
8 番 渡 部 友 之 9 番 渡 部 博 行

推 進 委 員 菊 池 照 雄 猪 股 芳 文 星 幸 一
佐 藤 節 雄 室 井 勇 雄 小 山 敏 喜
和田山 秀 男 星 陽一郎 星 昭 正
金 子 政 彦 室 井 常 邦 渡 部 豊
星 新一郎 横 山 利 秋 室 井 勝 雄
星 芳 一

4 欠席委員 3 番 小 山 常 喜 4 番 玉 川 勝 久
10 番 佐 藤 輝 男

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

1 番 湯 田 吉 春 委員

2 番 星 正 喜 委員

日程第 2 議案第 30 号 農地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、8名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年12月定例総会を、開会いたします。

本総会には、3議案、16件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告をおこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、1番湯田吉春委員、2番星正喜委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第30号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

この案件は、XXXXXXXXXXに関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、審議開始から、終了まで一時退席をお願いいたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 再開します。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について。

令和元年11月29日付元農第570号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。

令和元年12月18日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功

3ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、貸し手が13人、借り手が1人でございます。

利用権の設定面積は、賃貸借権設定で、田が15筆で46, 277㎡です。

設定期間は、5年でございます。

経営規模別動向は表のとおりであります。

次に4ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、全て再設定です。借り手が、[REDACTED]で、貸し手が、[REDACTED]12名となります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が下郷町の基本構想に適合するものであること。

二つ目に、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、農地のすべてを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められる。

三つ目として、対象農地の関係権利者すべての同意がえられていること。の各要件を満たしております。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第30号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第30号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。

[REDACTED]の入室を許可いたします。

暫時休議いたします。

(暫時休議)

議長 続きまして、日程第3、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、を課題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局長 6ページをお開きください。

議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、これを許可するものとする。

令和元年12月18日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功

7ページをお開きください。

譲渡人は[]、[]であり、譲受人は[]の[]です。田、830㎡を売買により、所有権の移転に係る許可申請でございます。

申請事由は、譲渡人は、所有している農地を譲渡し、譲受人は規模拡大したいので、売買により許可申請するものであります。

申請地は、[]、田、830㎡。

10ページをお開きください。

[]に位置します。

本案件につきましては、去る12月10日に、私と担当地区の農地利用最適化推進委員の星新一郎さんと現地調査をしてきました。

譲渡人の[]は、[]ということで、来られませんでした。譲受人の[]の[]によりますと、申請地は、[]が作っていたが、5年前くらいから[]のとなりの水田でもあるため、[]が、耕作をしているとのことでありました。

譲渡人の[]は、実家もないため、下郷に戻る予定はないということで、手放したいということで、譲受人の[]が、買い受けるということでありました。

譲受人の[]は、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題はなく、今回取得する農地を合わせて、効率的に、常時、耕作を行うと認められ、地元の方でもあり、地域との調和要件を阻害するような問題はなく、「農地法第3条第2項各号で規定する不許可の要件」には、該当しないと考えております。

以上でございます。

議長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。中妻地区担当推進委員の星新一郎委員をお願いします。

星新一郎推進委員 12月10日に、調査をしたところ、事務局の説明のとおり相違ございませんでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 これで調査結果の説明を終わります。
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第31号農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第31号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可と決定します。

議 長 続きまして、日程第4、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局 長 8ページをお開きください。
議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見書を付して県知事に進達するものとする。
令和元年12月18日提出 下郷町農業委員会 会長 渡部 功
9ページをご覧ください。
整理番号1について説明いたします。
譲受人は、[REDACTED]
[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]です。

所在は、[REDACTED]、田、1,029㎡のうち、241.88㎡、本来310.63㎡であります。県の指導により、基地局部分の68.75㎡は、転用許可申請不要分であるということで、310.63㎡から基地局部分の68.75㎡を引いた面積の241.88㎡になります。

施設の概要が、携帯電話無線基地局用地になります。

㎡あたり290円で貸借権を設定するもので、申請事由は、当該地域は、既設局との間に通話品質が低下する地域のため中継基地局を建設することになり、敷地として転用するものである。農振農用地外になります。

11ページが位置図になります。

[REDACTED]の10月の農地パトロールで見えていただきました[REDACTED]の工事のため仮設の橋梁がかかっています、[REDACTED]の水田になります。

12ページが求積図になります。

13ページが土地利用計画図、農道より1mくらいの段差があり、スロープを作り、出入りすることになります。

また、残地の水田についても、ここから出入りするため、左側にもスロープをつくるということでもあります。

また、残地水田の用水路を119番より設置することになります。

14ページが、逆さになりましたが、25メートルのアンテナが建てるということでもあります。

9ページをお開きください。

整理番号2について説明いたします。

整理番号1の工事に伴い、仮設用地の一時転用の申請であります。

譲受人は、

。譲渡人は、整理番号 1 の

です。

所在は、田、1,029 m²のうち148 m²であります。施設の概要が、携帯電話基地局工事に伴う作業用地。月あたり10,000円で貸借権を設定するもので、申請事由は、当該地域は、既設局との間に通話品質が低下する地域のため、中継基地局の建設に伴い、工事用仮設用地として一時転用するものである。農振農用地になります。

11 ページが位置図になります。

整理番号 1 で説明した場所になります。

15 ページが土地利用計画図になります。

資材置場が、92 m²、工事用車両駐車場、42 m²、仮設物置、仮設事務所、仮設トイレを設置して、148 m²を一時転用するものです。

工事計画は、許可後すぐに施行し、3 月末で完了させる計画となっています。以上でございます。

議 長

続きまして、担当地区委員より調査結果の説明を求めます。

整理番号 1、2 については、水門地区担当推進委員の星新一郎委員にお願いします。

星新一郎
担当委員

12月10日に、事務局長と の の 立会いのもと現地で調査をしたところ、事務局の説明のとおり相違ございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局 長

整理番号 1 について説明いたします。

農地の区分が、第 1 種農地となります。

転用目的が、農地法施行規則第 5 条の 1 第 2 2 号の「認定電気通信事業者が中継施設又はこれらの施設を設置するため必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外なものにする場合」に該当するもので、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、金額自己資金で完成させるとのことで、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等については、12 月 16 日付けで農振の除外も完了しております。

計画面積の妥当性につきましては、先ほどの土地利用計画図を見てもらいましたとおり妥当であると考えます。

また、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、残地については、出入口、用水路の確保されておりますし、取水、排水もございませんので、周囲の農地への支障はないものと考えます。

法令、条例により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況につきましては、南会津振興局との景観条例の協議済みであります。

整理番号2について説明いたします。

農地の区分が、農振農用地となります。

転用目的が、工事のための一時転用ですので、農振農用地内でも可能であります。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、全額自己資金で完成させるとのことで、会社の預金通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。

計画面積の妥当性につきましては、先ほどの土地利用計画図により妥当であると考えます。

一時転用することによって生じる付近の営農条件への支障の有無につきましては、冬期間の作業であり、周囲への影響はないものと思います。

また、作業にあたっては、砕石や砂利等が、現況地盤に混ざらないように、土木シートを敷き、その上に鉄板を敷くとのことであり、土砂の流出の心配はないものと考えます。

仮設トイレも設置しますので、汚水流出の心配はないものと考えます。

この農地の復元についても、完了後は、所有者が、確認して承諾を得てから返すとのことであり、問題はないものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の農地転用許可の検討事項について、質問、意見等ございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第32号農地法第5条の規定による許可申請について採決をいたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第32号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。

続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後4時35分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年 1 2 月 1 8 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員